

物品調達等に係る地元企業への受注機会の拡大等に関する方針

1 趣旨

- ・ 昨今の厳しい県内の経済状況を踏まえ、「地元で調達できるものは地元で購入する」ことを基本に、地元企業からの調達に配慮していく必要がある。
- ・ 県が行う物品等の調達について、品質と競争性等の確保にも留意しながら、地元企業の受注機会の拡大に配慮した取組みを、県を挙げて実施するものとする。

2 具体的施策

法令で定められた契約制度の運用の中で、地元企業の受注機会の拡大を進めるとともに、適正価格による品質の確保を図るため、最低制限価格の設定等を行う。

(1) 物品

- ・ 1件当たりの予定価格が5万円未満の物品の購入については、地元企業への発注に努めるものとする。

(2) 印刷物

- ・ 出納局経理課が発注する1件当たりの予定価格が50万円以下の印刷物の製造請負については、地元企業への発注に努めるものとする。
- ・ 同様に50万円を超えるものについては、最低制限価格等の設定を行う。

(3) 業務委託

- ・ 1件当たりの予定価格が100万円以下の役務の調達については、地元企業への発注に努めるものとする。
- ・ 1件当たりの設計金額が700万円以上の役務の調達については、低入札価格調査制度の対象を、条件付一般競争入札を実施している12業務の全てに拡大する。

3 実施時期

この取扱いは、平成22年4月1日以降の契約日となるものから実施する。ただし、それ以前の実施が可能な場合は、速やかな実施に努めるものとする。

4 その他

この取組みについては、概ね2年程度の試行を実施しながら、毎年度、その成果等について評価・検証し、必要に応じてこの方針等の見直しを行うものとする。